

～事業者の方へ～

市民税・県民税の特別徴収にご協力ください！

市民税・県民税の特別徴収義務

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者※は、原則として、納税義務者である従業員に代わって、毎月支払う給与から市民税・県民税を特別徴収し、従業員が居住する市区町村に納入することが義務付けられています。

外国人を雇用する場合でも、日本人の従業員と同様に特別徴収を行っていただく必要があります。

※ 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする者以外の給与支払者

特別徴収になると

従業員の方	毎月の給与から年 12 回納付のため、普通徴収（年 4 回納付）と比べ、1 回あたりの納付額の負担が少なくなります。また、自身で納付する手間が省け、納め忘れの心配がありません。
事業所の方	所得税の源泉徴収事務と異なり、市区町村が納付すべき税額を決定して通知するため、事業者の方が納入額の計算をする必要はありません。

従業員が退職・帰国（出国）するときには

従業員が退職し出国される場合は、納税管理人の届出と個人市民税・県民税の納税にご協力ください。

出国される方が特別徴収により納税されている場合

毎年 5 月に通知する税額決定通知書に同封している「特別徴収のしおり（A 4 冊子）」にある「給与所得者異動届出書」により退職の届け出をしてください。また、出国後の個人市民税・県民税の納税が困難となるため、出国される 1 か月前までに、次のいずれかにより、ご協力をお願いします。

一括徴収 最後の給与から未徴収税額を一括で差し引くことです。なお、1 月以降退職の場合、当該年度の市民税・県民税については、一括徴収しなければなりません。退職が 6 ～12 月までの場合は、従業員からの申出があれば、一括徴収することができます。

納税管理人 納税管理人とは、納税義務者から納税に関する手続（書類の受け取り・納税・還付金の受領など）を委任された方をいい、法人等の事業所を指定することも可能です。「納税管理人申告書」を納税管理人の同意のうえ、ご提出ください。

予納 納税通知書が送付される前に税額を計算し、出国前にあらかじめご自身で納めていただくことです。「予納申出書」と、確定申告書の写しや源泉徴収票など、前年中の所得等の状況が確認できる書類を市役所税務課へご提出ください。税額は、後日、喜多方市からお送りする納付書で出国までに納付ください。

※予納については、一括徴収、納税管理人の選定が困難な場合のみ取扱可能です。

【裏面もご覧ください】

当年度 市民税・県民税 徴収方法	退職 ・ 出国時期	当年度		翌年度 (1月1日に住民票が喜多方市にある方は、出国されても、翌年度の個人市民税・県民税が課税されます)	
		対応方法	詳細	対応方法	詳細
給与特別徴収 (給与から市民税・県民税が差し引きの方)	1～5月	一括徴収	一括徴収義務あり	納税管理人	6月上旬に納税管理人宛に納税通知書を送付※1
				予納	納税管理人の選定が困難な場合
		納税管理人	後日、納税管理人宛に、納税通知書を送付（出国後と6月上旬の2回）※1		
		予納	一括徴収や納税管理人の選定が困難な場合		
	6～12月	一括徴収	一括徴収義務なし 従業員の申出により、一括徴収可能		
		納税管理人	後日、納税管理人宛に、納税通知書を送付※1		
		予納	一括徴収や納税管理人の選定が困難な場合		
普通徴収 (個人宛の納付書で納付の方)	1～5月	完納	届いている納税通知書分を完納	納税管理人	6月上旬に納税管理人宛に納税通知書を送付※1
		納税管理人	市民税・県民税を完納することができない場合 後日、納税管理人宛に、納税通知書を送付		
		予納	完納や納税管理人の選定が困難な場合		
	6～12月	完納	届いている納税通知書分を完納		
		納税管理人	後日、納税管理人宛に、納税通知書を送付※1		

※1 納税管理人申告書を提出される方で、出国前にあらかじめ税額分の金額を納税管理人に預けたい場合も、「予納申出書」をご提出ください。後日、金額を通知いたします。この場合、納税管理人は、預かった税額を、後日、お送りする納付書で納付ください。

<個人市・県民税の手続き・お問い合わせ先>
 担 当：喜多方市役所 総務部 税務課 市民税班
 所在地：〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244 番地 2
 電 話：0241-24-5217